

入札書提出用封筒

入札書提出用封筒は、期間入札による公売に付された公売財産に対し提出された入札書を、開札までの間、封印しておくために使用します。

また、入札書を郵送により送付される場合、あるいは直接提出される場合とを問わず使用します。下記記入欄を切り取り、長3封筒に貼り付けの上栃木市役所収税課まで提出してください。

なお、入札書提出用封筒に封入できる入札書は一通のみですので、複数の公売財産に対し入札される場合は、公売財産ごとに、入札書を入札書提出用封筒に封入してください。

栃木市役所 収税課	
入札を行う公売財産 の 売却区分番号	
開 札 日 時	令和 年 月 日
	午前・午後 時 分

切り取り線内の網掛け部分に記入してください。

入 札 書 在 中	
-----------	--

開 封 厳 禁	注意事項
	<ol style="list-style-type: none">1 この封筒には入札書以外は入れないでください。2 公売保証金を納付した後に入札書を提出してください。

✂ 切り取り

点線に沿って切り取って、長3封筒に貼り付けてください。

送付用封筒

送付用封筒は、期間入札による公売に付された公売財産に対する入札関係書類(入札書提出用封筒、公売保証金振込通知書兼払渡請求書、公売保証金の充当申出書等)を、郵送または信書便により提出する場合にご利用ください。

複数の公売財産に対し入札される場合は、入札関係書類を売却区分番号ごとに作成した上で、それらを同封して送付いただいても結構です。

下記記入欄を切り取り、定形外封筒に貼り付けの上栃木市役所収税課まで提出してください。

① 点線に沿って切り取って定形外封筒に貼り付けてください。

② 郵送で入札書を送付する場合は、重要書類ですので、書留・簡易書留・配達記録郵便等を利用されることをお勧めします

③ 公売保証金を要しない公売財産に対する入札の場合は公売保証金関係書類の、代理人がない場合は委任状の、農地以外の公売財産の場合は買受適格証明書の提出は必要ありません。

〒328-8686 栃木県栃木市万町9番25号
 栃木市 収税課 公売担当 行

公売関係書類在中

提出していただくもの		✓欄
共 通	入札書 (必ず入札書提出用封筒に封入してください。)	<input type="checkbox"/>
	公売保証金振込通知書 (金融機関の振込証明書の原本を貼付してください。)	<input type="checkbox"/>
通	公売保証金の充当申出書	<input type="checkbox"/>
	暴力団関係者ではないことの確約書	
代理	委任状 (代理人が入札される場合)	<input type="checkbox"/>
農地	買受適格証明書 (公売財産が農地の場合)	<input type="checkbox"/>

上記「提出していただくもの」を同封の上、送付してください。

【差出人】

(住所) 〒 —
(氏名又は名称)
(連絡先TEL) — —

現金・小切手の同封厳禁！！

✂ 切り取り